

障害福祉サービスの利用料

18 歳以上の場合は利用者とその配偶者の所得、18 歳未満の場合は児童を監護する保護者の属する世帯（住民基本台帳上の世帯）の所得に応じた自己負担の上限月額があります。ただし、上限月額よりもサービスに係る費用の 1 割の金額の方が低い場合には、その金額を支払います。

負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円） ※入所施設利用者（20 歳以上）グループホーム利用者を除きます。）	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

所得を判断する際の世帯の範囲

種類	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 （施設に入所する 18、19 歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する 18、19 歳を除く）	保護者の属する住民基本台帳での世帯